

第6回電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議における委員からの  
指摘事項を踏まえた報告書案の修正点について

1. 人件費

○人件費については、地域間の賃金水準の差を考慮すべき。

→ P24「(ア)人件費」の下線部を追記。

(中略) 常用労働者 1,000 人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ、査定を行うことが適当である。その際、査定においては、地域間の賃金水準の差についても考慮することが適当である。

2. レートベース対象資産に係る営業費

○レートベース(電気事業報酬を算定する際のベースとなる資産)から除外される資産については、営業費用についても原価算入が認められないことを明記すべき。

→ P37「①レートベース対象資産の範囲」の下線部について、「同じ扱いになる」から修正。

(中略) 電力会社間の同種の設備と比較して、正当な理由なく著しく低い稼働率となっている設備については、レートベースから除外することが適当である。その際、当該設備に係る原価償却費等の費用についても基本的に原価算入は認められないと考えられる。

3. 電源構成の変動への対応

○電源構成の変動を受けて料金改定を行った後、その原因となる事象が解消された場合には再改定を行うという趣旨を明確化すべき。

→ P41「②電源構成の変動への対応」の下線部について、「再改定を行うことを義務づけるべきとの指摘があった。」から修正。

(中略) 当該原価算定期間内において事業者の自助努力の及ばない電源構成の変動があった場合に、総原価を洗い替えることなく、当該部分の将来の原価の変動のみを料金に反映させる料金改定を認めることが適当である。なお、当該料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、何らかの形で速やかに再改定を行うことが求められる。